

エジプト特許庁(EGYPO)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するエジプト特許庁への申請手続(仮訳)

出願人は、日本出願(第一部)又は PCT 国際出願(第二部)の成果物を基礎としたエジプト・日本間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすエジプト特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人はエジプト特許庁に申請書を提出してください。

PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、両庁は、PPH 試行プログラムを終了することがあります。PPH 試行プログラムを終了する場合は、その旨が事前に公表されます。

PPH 試行プログラムの試行は 2023 年 6 月 1 日から 3 年間行い、2026 年 5 月 31 日に終了いたしますが、プログラム実施に関して調査と評価がエジプト特許庁と日本国特許庁により共同で行われた後に延長される可能性があります。

第一部

日本国特許庁の国内出願の成果物を利用した特許審査ハイウェイ

1. 申請要件

- (a) **PPH を申請するエジプト出願及びPPH 申請の基礎である日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。**

例えば、エジプト出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)が、

- (i) 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙 I の図 A、B、C、H、I 及び J 参照)、又は、
- (ii) 日本出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)に関する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙 I の図 D 及び E 参照)、又は、
- (iii) 日本出願(PCT 出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙 I の図 F、G、L、M 及び N 参照)、又は、
- (iv) 優先権主張を伴わない同一の PCT 国際出願から派生するエジプト出願及び対応する日本出願が PCT 出願の国内移行出願であること(別紙 I の図 K 参照)。

当該エジプト出願が複数の日本出願又は優先権を伴わない PCT 出願を優先権の基礎とするもの、又は、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)~(iv)に該当するものであれば認められます。

この PPH 試行プログラムは、日本国特許庁の「実用新案」に基づく申請には適用されません。

- (b) **対応する少なくとも一の日本出願が存在し、日本国特許庁により特許性／特許可能性が有ると判断された一又は複数の請求項を有すること。**

対応する出願には、当該出願の優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる日本出願から派生した出願(例えば日本出願の分割出願又は日本出願に基づいて国内優先権を主張する出願(別紙 I の図 C を参照)、PCT 出願の日本国内移行出願(別紙 I の図 J、K、L、M 及び N を参照)があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許性／特許可能性が有ると特定した場合に「特許可能性／特許性が有ると判断された」こととなります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 特許査定
- (b) 拒絶理由通知書
- (c) 拒絶査定
- (d) 審決

例えば、下記の文例が日本国特許庁の「拒絶理由通知書」に記載されている場合、これらの請求項は特許可能性／特許性が有ると明示されたとします。

「<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。」

- (c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が対応する日本出願の特許可能性が有ると判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、エジプト出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、エジプト出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、日本出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられる特徴を追加することにより限定する補正がなされる場合、より範囲の狭い請求項が生じます。

日本国特許庁で特許可能性が有ると判断される請求項に対し、新たな又は異なるカテゴリーの請求項を導入するエジプト出願の請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、エジプト特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入する場合、エジプト出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムへの参加申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能性が有ると判断される請求項と十分に対応している必要はありません。

- (d) 当該出願に関しエジプト特許庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。(別紙 I 図 O 参照)。
- (e) エジプト特許庁において、PPH 申請時又はその前に、「実体審査への申請」が行われていなければならないこと。

2. 提出書類

以下の(a)~(d)の書類を PPH 申請書に添付して提出する必要があります。

- (a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された(日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文¹。

翻訳文の言語としてアラビア語又は英語が利用可能です。日本国特許庁のオフィスアクションが日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、エジプト特許庁の審査官は日本国特許庁のドシエアクセスシステムを介してオフィスアクションとその機械翻訳を入手できるので、出願人はオフィスアクションの写しとその翻訳文を提出する必要はありません。エジプト特許庁の審査官が日本国特許庁のドシエアクセスシステムを介して入手できない場合、出願人は、必要書類を提供するよう通知され要請されます。

- (b) 対応する日本出願が日本国特許庁により特許性／特許可能性が有ると判断されるすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

¹ 翻訳は機械翻訳でも構いませんが、不十分な翻訳により、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

翻訳文の言語としてアラビア語又は英語が利用可能です。日本国特許庁において特許可能性／特許性有りと判断された請求項が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、エジプト特許庁の審査官は日本国特許庁のドシエアクセスシステムを通じてそれらを手入手可能なので、出願人は請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。エジプト特許庁の審査官が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより請求項を得ることができない場合、出願人は、必要書類を提供するよう通知され要請されます。

(c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、エジプト特許庁が通常、当該特許文献を有しているため提出を省略できます。ただし、エジプト特許庁が特許文献を所有していない場合は、出願人は、審査官の求めに応じて当該特許文献を提出する必要があります。また、非特許文献は提出を省略できません。

引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

PPH を申請する出願人は、エジプト出願のすべての請求項と対応する日本出願で特許性／特許可能性が有ると判断される請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に「同一である」旨を請求項対応表に記載し、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても各請求項が十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続においてエジプト特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

第二部

日本国特許庁の PCT 国際段階の成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされたエジプト特許庁への出願が下記の要件を満たす必要があります。

- (1) 当該出願に対応する PCT 出願の国際段階における成果物(「国際出願成果物」、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)又は国際予備審査報告書(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性／特許可能性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は日本国特許庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の場合、優先権を主張する請求項はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙 II 図(A')を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる WO/ISA、WO/IPEA 又は IPER の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は請求項の特許性について釈明しなければなりません。出願人が特許性について釈明しない場合、当該出願は PCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加可否についての判断に影響しません。

- (2) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

(A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙 II 図(A), (A')及び(A'')参照)

(B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙 II 図(B)参照)

(C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙 II 図(C)参照)

(D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙 II 図(D)参照)

(E) 当該出願は、上記(A) ~ (D) のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙 II 図(E1)~(E3)参照)

- (3) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、エジプト出願の請求項が最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、エジプト出願の請求項の範囲が最新

国際成果物で特許可能性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項に対し、新たな、又は異なったカテゴリーを導入するエジプト出願の請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許可能性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、エジプト出願の請求項が対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH 試行プログラムの参加申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(4) 当該出願に関しエジプト特許庁において、PPH 申請時に実体審査の着手がされていないこと。

(5) エジプト特許庁において、PPH 申請時又はその前に、「実体審査への申請」が行われていなければならないこと。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要があります。ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。

(1) 請求項が特許性／特許可能性有りと判断が記載される最新国際成果物の写しと、英語で記載されていない場合、アラビア語又は英語による、その翻訳文

出願が 1.(2)(A) の関係を満たす場合、当該出願の包装情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しとその英語の翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE (登録商標)”²で当該最新国際成果物の写しと、その翻訳文の写しが取得可能である場合、エジプト特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます。

(WO / ISA 及び IPER は通常、優先日の 30 ヶ月後にそれぞれ「IPRP 第 1 章」及び「IPRP 第 2 章」
として入手可能)。

翻訳は機械翻訳でも構いませんが、不十分な翻訳により、審査官が翻訳された最新の国際成果物の概要を理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

(2) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性／特許可能性有りと示された請求項の写しとそれが英語で記載されていない場合にはアラビア語又は英語によるその翻訳文

“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性／特許可能性有りと示された請求項の写しが取得可能

² <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、エジプト特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。請求項が日本語で記載されている場合、出願人はその翻訳を提出しなければなりません。

翻訳は機械翻訳でも構いませんが、不十分な翻訳により、審査官が翻訳された最新の請求項の概要を理解できない場合は、再提出を求められる場合があります。

(3) 当該出願に対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、エジプト特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 当該出願の全ての請求項と、特許性／特許可能性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に「同一である」旨を、請求項対応表に記載し、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1.(3)に記載の観点から、そのような差異があっても各請求項が十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください)。

なお、上記(1)～(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてエジプト特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

EGYPO – JPO PPH request form

Subject: Request for an accelerated examination under the PPH pilot program

Date of filing: _____

Egypt Application number: _____

Title of the invention: _____

Applicant: _____

Corresponding JPO Application number: _____

Priority Application number _____

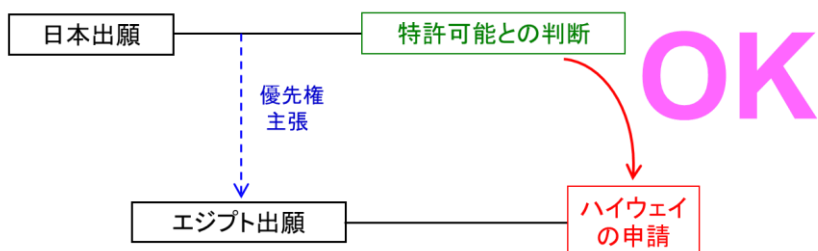
Documents submitted:

- Copies of all office actions (which are relevant to substantial examination for patentability in the JPO) which were issued for the corresponding application by the JPO and
- translations of them
- Copies of all claims determined to be patentable/allowable by the JPO and
- translations of them
- Copies of references cited by the JPO examiner
- Claim correspondence table

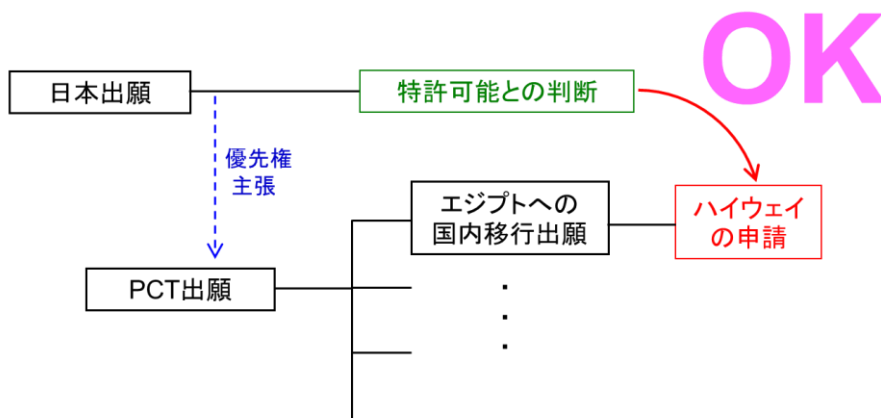
Claim correspondence table		
The claim in the EGYPO	The patentable claim in the JPO	Comments about the correspondence

(Documents to be omitted to submit)

A

要件 (a) (i)を満たす事例
- パリルート -

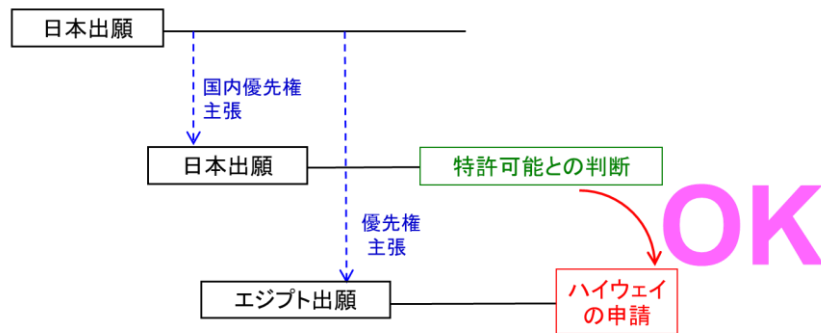
B

要件 (a) (i)を満たす事例
- PCTルート -

C

要件 (a) (i)を満たす事例

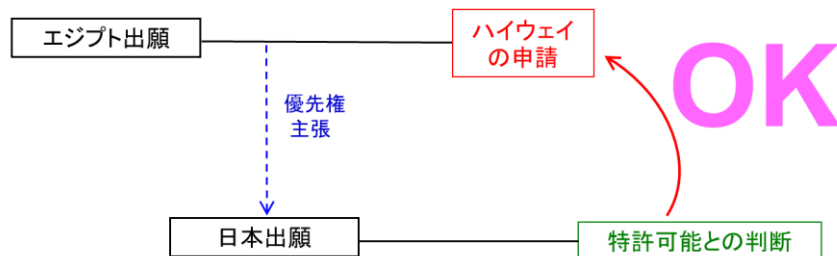
- パリルート、国内優先権主張 -



D

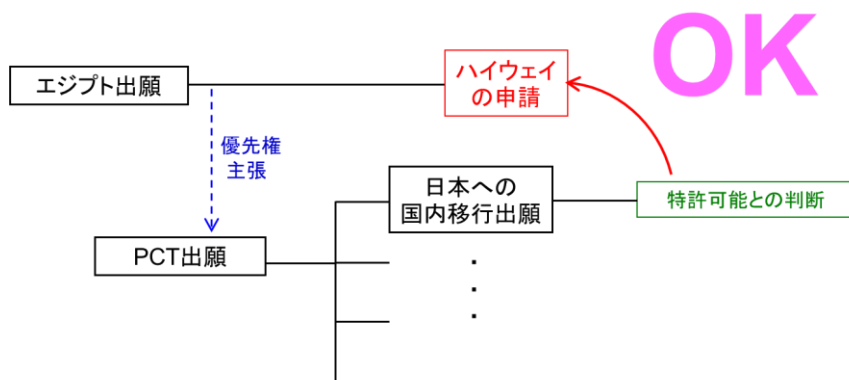
要件 (a) (ii)を満たす事例

- パリルート -



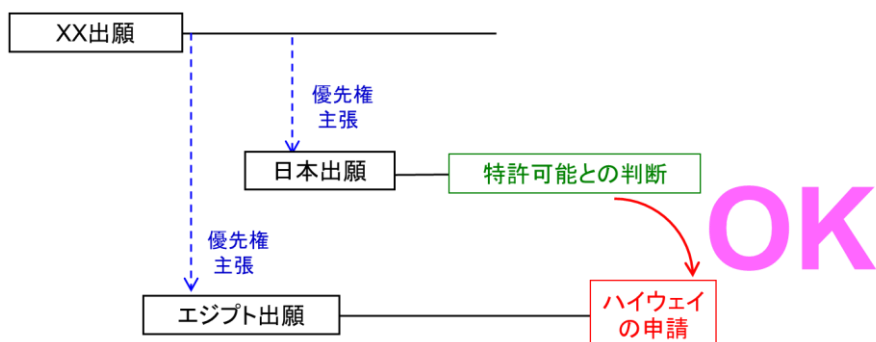
E

要件 (a) (ii)を満たす事例 - PCTルート -



F

要件 (a) (iii)を満たす事例 - パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

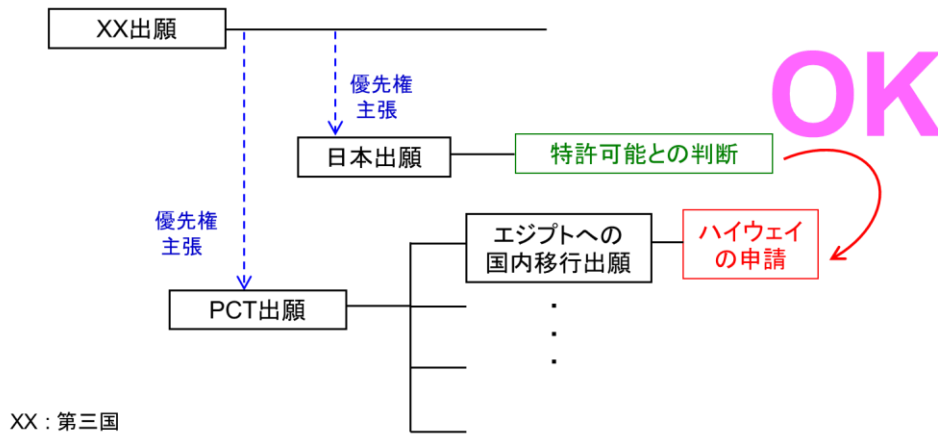


XX : 第三国

G

要件 (a) (iii)を満たす事例

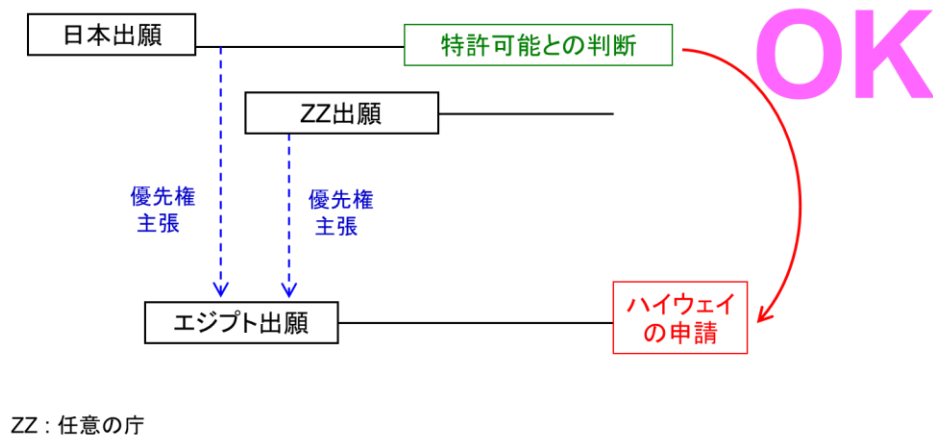
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張



H

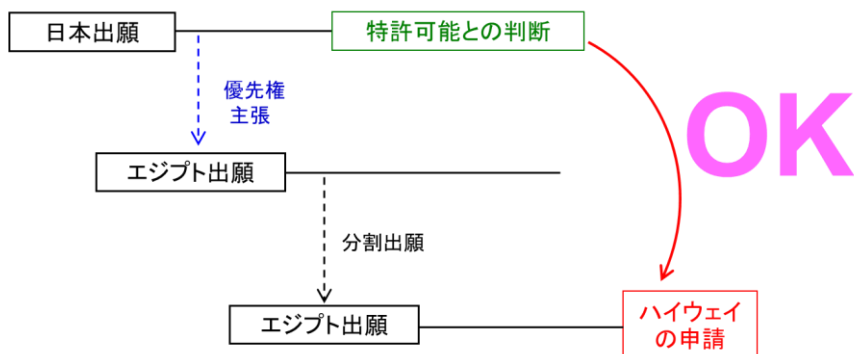
要件 (a) (i)を満たす事例

- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



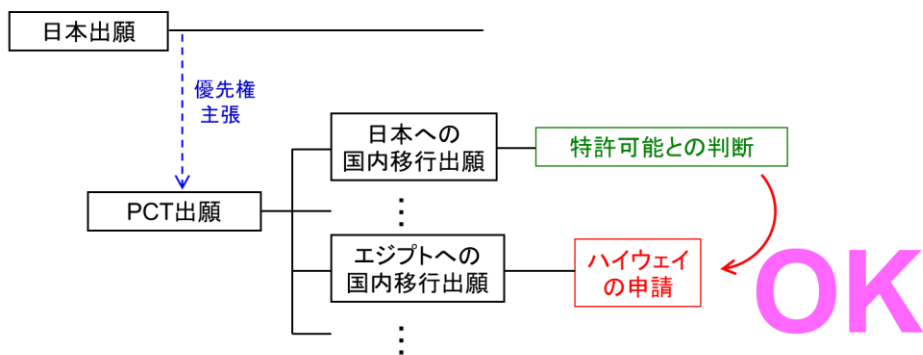
I

要件 (a) (i)を満たす事例
- パリルート: 分割出願 -



J

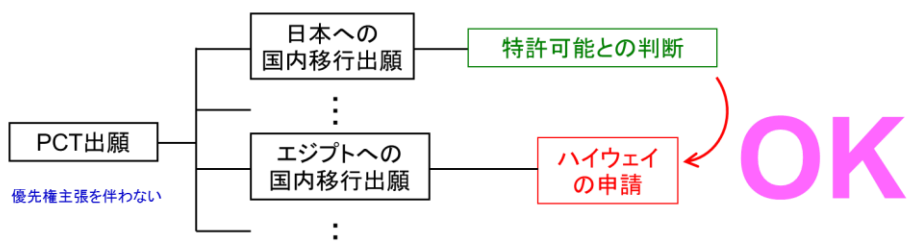
要件 (a) (i)を満たす事例
- PCTルート -



K

要件 (a) (iv) を満たす事例

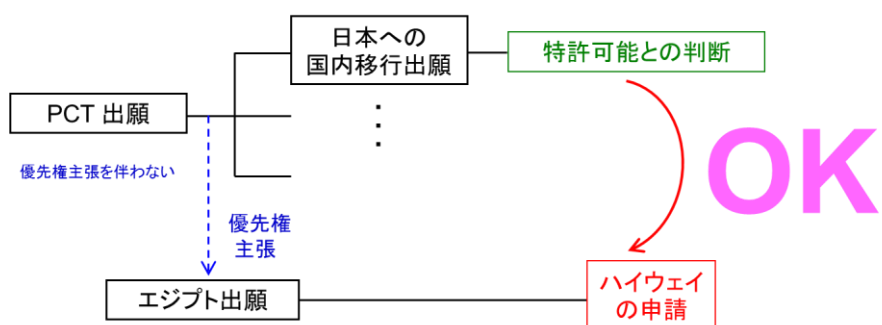
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



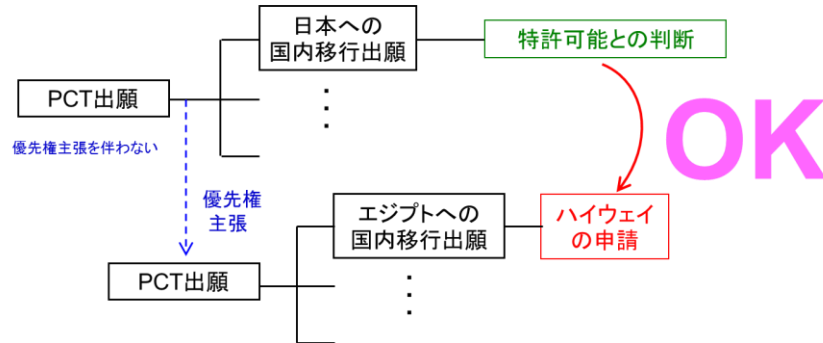
L

要件 (a) (iii) を満たす事例

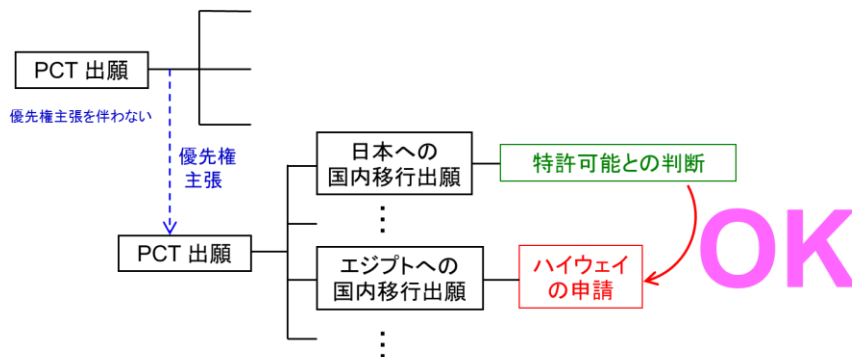
- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

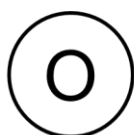


M 要件 (a) (iii)を満たす事例
- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



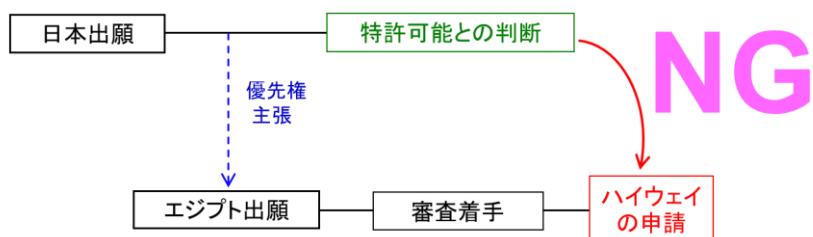
N 要件 (a) (iii)を満たす事例
- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



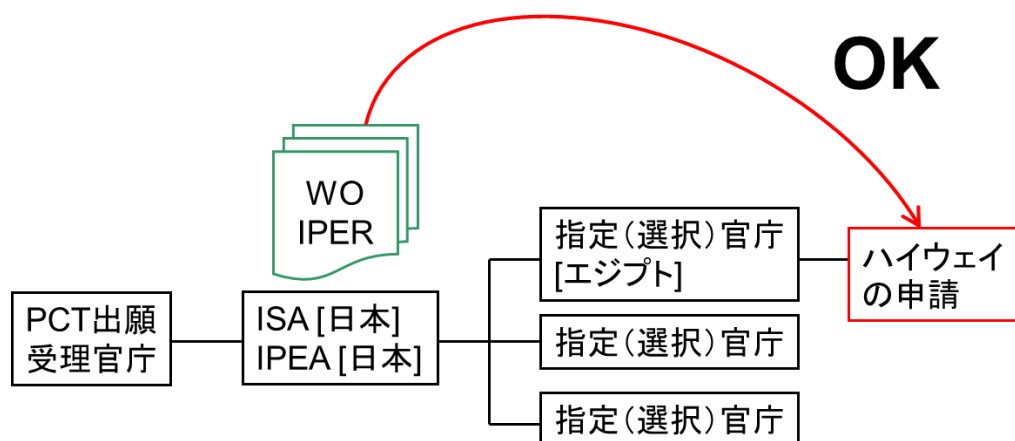


要件(d)を満たさない事例

- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

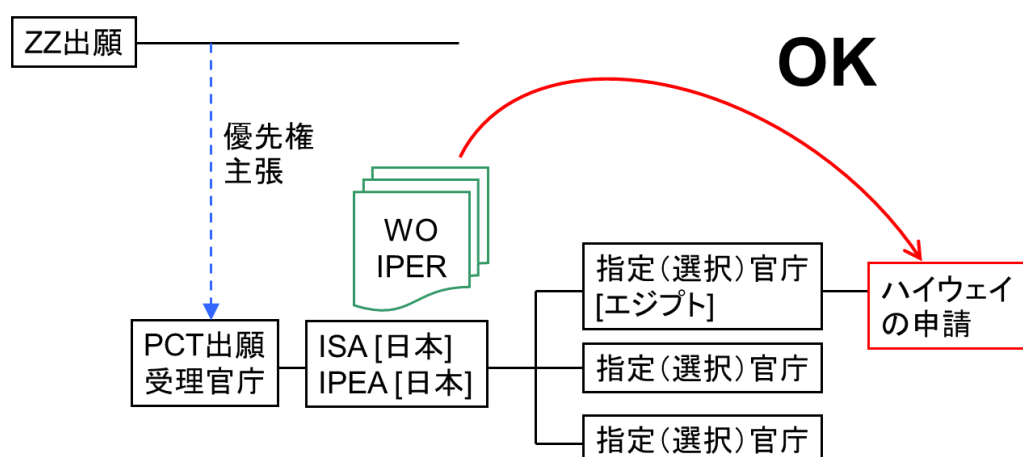


(A)当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



(A')当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

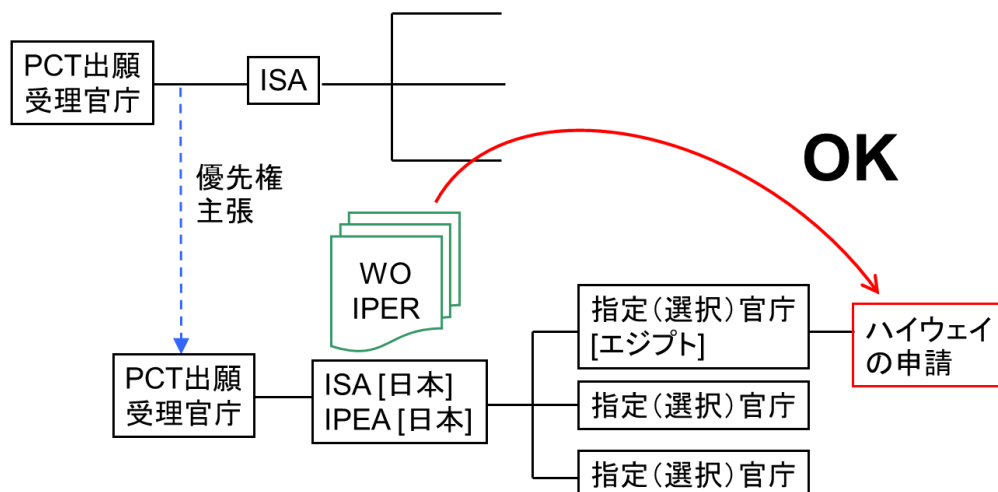
(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



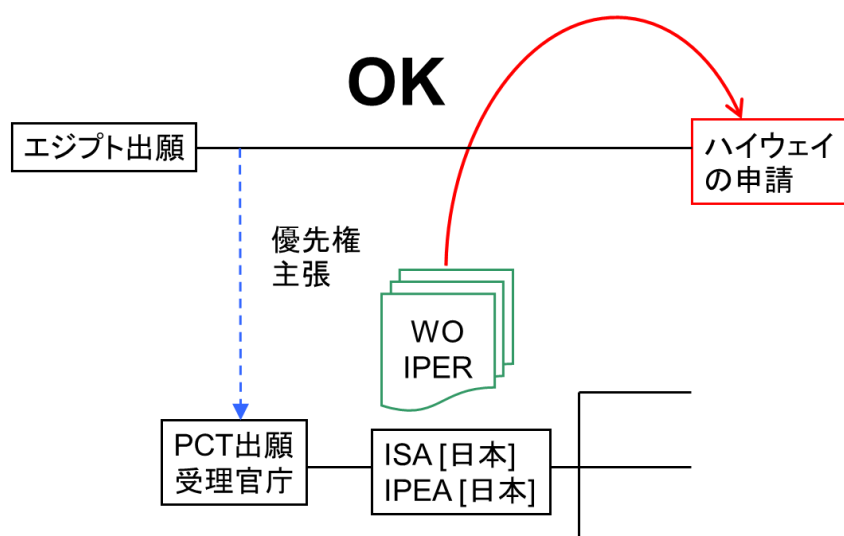
ZZ=任意の庁

(A”)当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

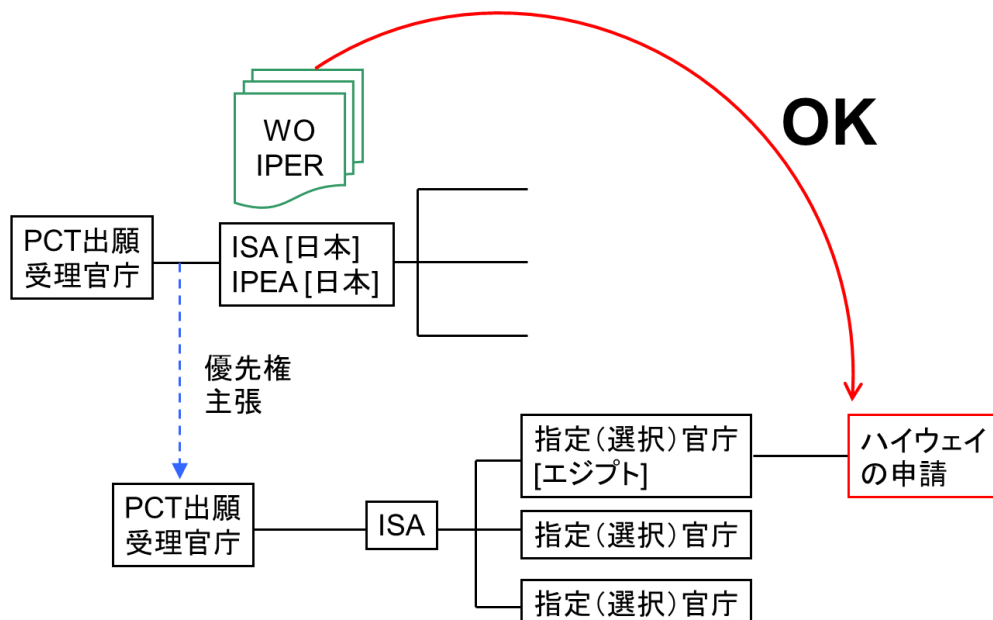
(「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



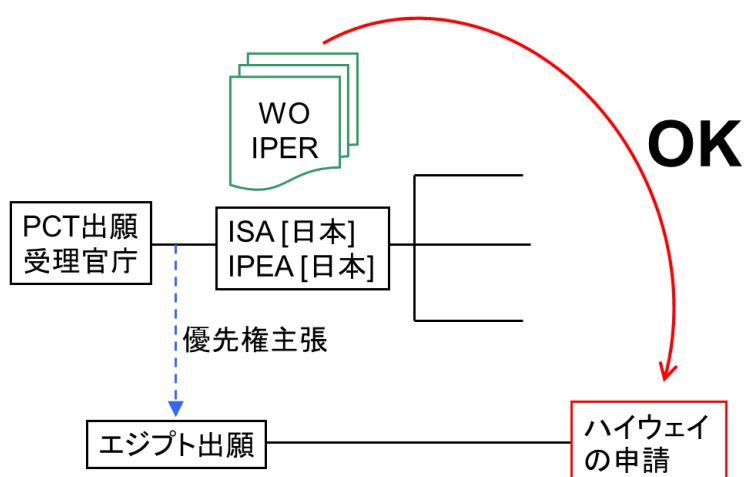
(B)当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



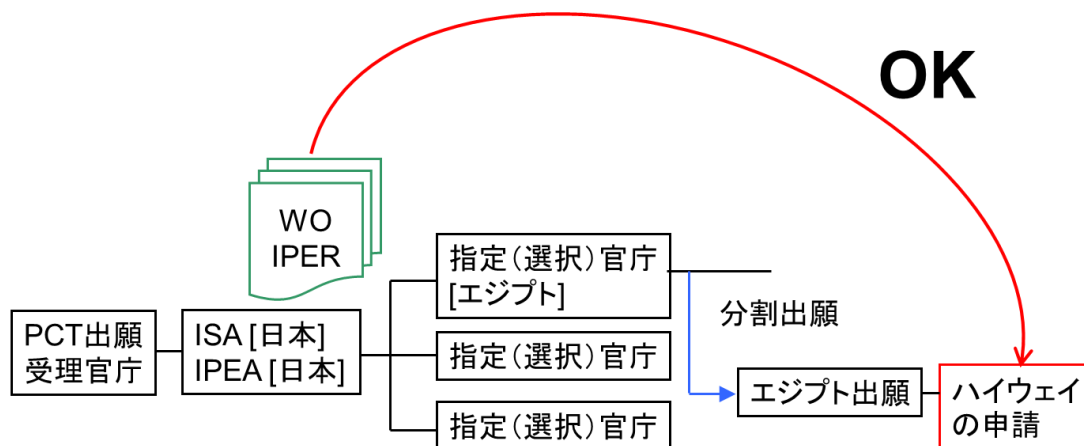
(C)当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



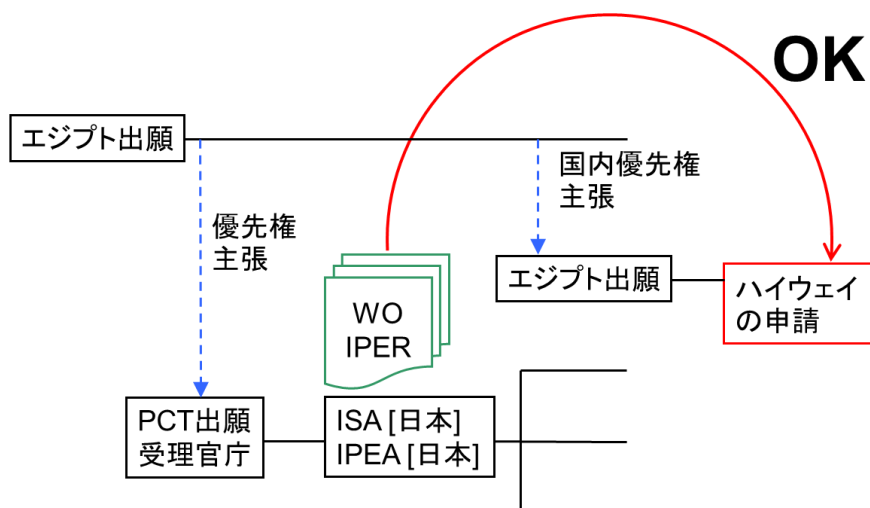
(D)当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内／パリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1)類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2)類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。



(E3)類型(B)に該当する出願を基礎として優先権を主張する出願である。

